

学校現場における業務の適正化に向けて（文部科学省：平成28年6月）抜粋

2. 教員の部活動における負担を大胆に軽減する

※下線は愛知県教育委員会

改革の基本的な考え方

- 部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的側面での意義が高いが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生む。
- 教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の設定の徹底をはじめ、部活動の大胆な見直しを行い、適正化を推進する。

(1) 休養日の明確な設定等を通じ、部活動の運営の適正化を推進する

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであるが、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面から意義が高く、学校教育活動の一環としての役割を果たしている。
- 一方、部活動については、以下のような様々な課題が指摘されている状況である。
 - ・国際調査によると、日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中最長であり、その中でも、課外活動の指導時間が特に長い²³。
 - ・教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備、生徒との個別相談や家庭訪問、外部専門家や関係機関との連携に当たる上で支障となる懸念される。
 - ・運動部活動の顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない教員が中学校で46%、高等学校で41%²⁴いる。
 - ・主として土日に開催される大会等への引率は教員が行っており、休日とならない状況となっている。審判等の大会運営業務も教員の負担となっている。
 - ・約66%の中学校が、全教員が顧問になることを原則としている。
 - ・朝練等の実施により、生徒の睡眠不足に伴う授業への影響が懸念される。
 - ・長時間の練習等による生徒のスポーツ障害が懸念される。
- 現行の学習指導要領²⁵では、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとされており、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うように示されている。部活動は、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築や、生徒自身の自己肯定感の向上等、その教育的意義は高いものがあるが、こうした教育

²³ 平成26年度に公表されたOECD国際教員指導環境調査(TALIS)の結果によると、中学校教員の一週間当たりの平均課外活動指導時間は、参加国・地域平均が2.1時間に対し、日本は7.7時間と参加国・地域(34カ国)の中で最長。

²⁴ 平成26年に日本体育協会が公表した「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」によると、運動部活動の指導者について、担当教科が保健体育以外であり、担当している部活動の競技経験もない教員が中学校で45.9%、高等学校で40.9%という結果。

²⁵ 中学校学習指導要領総則・平成20年改訂(抜粋)

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」

は、教育課程内外の関連を図り、学校の教育活動全体のバランスの中で達成されることが重要である。また、家庭や地域での生活のバランスにも考慮し、子供の成長を支える視点が重要である。

- こうしたことを踏まえ、現在、中央教育審議会において学習指導要領の見直しについて検討がなされているが、その中で、部活動も学校教育活動の一環であることから、関連する教科等での学びとの結び付きをより一層明確にする方向で検討が行われている。具体的には、①例えば、保健体育科や芸術系教科との関連を図り、競技や演奏等をすることのみに偏った指導ではなく、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツや文化活動との豊かな関わり方について学ぶなど、適切な指導が求められること、②部活動の時間のみならず、子供の生活や生涯全体を見渡しながら、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮した運営の工夫が求められることなどが議論されている。
- また、平成9年の中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議の報告書²⁶においては、「運動部活動の在り方について、「スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえると、行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日等が確保されることは必要なことである」として、中学校の運動部では、学期中は週当たり2日以上の休養日を設定する、など休養日等の設定例²⁷を示している。しかしながら、実態²⁸としては、学期中の週当たりの活動日数は、中学校において、6日以上の実施が6割を超えるなど、十分な休養日が設定されていない状況である。こうした状況を踏まえ、各学校において、校長のリーダーシップ及び教育委員会の支援の下で、しっかりと休養日を設ける等の取組を徹底することが不可欠である。国としても、このような取組を強力に後押しできるよう、運動部活動の総合的な実態調査等を行い、それらの結果を踏まえたガイドラインを策定する必要がある。
- 学校での部活動は、教育課程外の活動として、あくまで生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人一人の考えを大切にすることが必要である。また、豊かな人間性や社会性を育むためにも、生徒が、部員以外の多様な人々と触れ合い、様々な体験を重ねていくことも重要である。かかる観点から、部活動に拘束されすぎることがないようにするために求められる。他方で、教

²⁶ 「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」（平成9年12月、中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議）

²⁷ 「運動部における休養日等の設定例」（参考）

- ・中学校の運動部では、学期中は週当たり2日以上の休養日を設定。
- ・高等学校の運動部では、学期中は週当たり1日以上の休養日を設定。
- ・練習試合や大会への参加など休業土曜日や日曜日に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保。
- ・休業土曜日や日曜日の活動については、子供の〔ゆとり〕を確保し、家族や部員以外の友達、地域の人々などとより触れ合えるようにするという学校週5日制の趣旨に適切に配慮。
- ・長期休業中の活動については、上記の学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。
- ・なお、効率的な練習を行い、長くても平日は2～3時間程度以内、休業土曜日や日曜日に実施する場合でも3～4時間以内で練習を終えることを目処とする。長期休業日の練習についても、これに準ずる。

²⁸ 「運動部活動の実態に関する調査研究報告書」（平成14年、文部科学省）によるものであるが、調査は平成13年10月時点で完全週5日制が導入される前年のデータである。

員の中には休養日もなく部活動指導を行っている実態もあり、大きな負担を強いることで部活動が成り立っている状況は正常ではなく、適正化を図る必要がある。部活動の顧問になるにあたっては、各学校長が、教員の専門性や校務分担の状況に加え、負担の度合い、地域人材の活用の可能性等も踏まえて適正に行うことが必要である。

- このため、教員の勤務負担の軽減の視点のみならず、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、部活動の実態を明らかにするとともに、関係団体等とも連携を図りながら、その運営について抜本的な見直しが必要である。この際、一部の文化部活動においても過重な負担の実態が指摘されていることから、運動部活動のみならず、文化部活動の在り方について見直しの検討が必要である。

＜具体的な改善方策＞

【国】

- ◆部活動の在り方を明確化し、運営を適正化するため、以下の取組を推進する。
 - ・学習指導要領における部活動の位置付けの周知・徹底
 - ・毎年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握、改善を徹底
 - ・国による、教員、生徒、保護者等を対象とした部活動に関する総合的な実態調査の実施
 - ・スポーツ医学の観点を取り入れた、生徒の発達段階や学校生活への影響を考慮した練習時間や休養日の設定に関する調査研究の実施
 - ・上記の実態調査及び調査研究を踏まえた、休養日の設定等を含んだ「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（仮称）の策定
 - ・教員、生徒、保護者、関係団体等が参画する、地域の実態に応じた部活動の在り方を考えるためのシンポジウムの開催
 - ・生徒の学力と運動部活動における活動時間との相関関係の分析
 - ・日本中学校体育連盟に対する大会運営等の見直しの要請

【教育委員会】

- ◆各学校における適切な休養日の明確な設定に対する支援を行う。
- ◆生徒の健全な成長の確保や、教員の負担軽減の視点も盛り込んだ部活動の在り方の指導ガイドラインの策定（練習時間や休養日の設定基準の明確化、域内全学校に対する練習時間や休養日の周知徹底、フォローアップ）を推進する。
- ◆各都道府県、市町村の中学校体育連盟等との大会運営等の見直しに向けた協議を実施する。

【学校】

- ◆適切な休養日の明確な設定、複数顧問の配置など、教員の負担軽減に向けた取組を実施する。

(2) 部活動指導員の配置など部活動を支える環境整備を推進する

- 教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくためには、地域のスポーツ指導者等のみならず、引退したトップアスリート、退職教員、運動部に所属している大学生等、地域の幅広い協力を得ていくことが重要であり、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる環境整備を進めていく必要がある。
- 部活動の指導・単独での引率等を行う「部活動指導員（仮称）」²⁹等の専門スタッフの参画に当たっては、特に、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応や責任体制等について、十分な調整を行い、共通理解を得ながら進めることが大切である。また、勝利至上主義的な指導とならないよう、また、学校教育の一環として行われるよう、専門スタッフに対する適切な研修を行うことが大切である。
- また、部活動指導に従事した教員に支払われる手当の在り方については、「次世代の学校指導体制のためのタスクフォース」において検討することとする。

＜具体的な改善方策＞

【国】

- ◆部活動指導員（仮称）の配置を促進するため、以下の取組を推進する。
 - ・部活動指導員（仮称）の配置促進の充実
 - ・「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、学校教育法施行規則を改正し、部活動指導員（仮称）を法令上明確化（平成28年度中に法令を改正予定）
 - ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（仮称）に部活動指導員（仮称）の活用に際しての留意事項（学校教育活動の一環としての部活動の意義や校長の監督下にあることを理解させる研修の実施や運動部活動中に発生した事故への対応等）を明確化
 - ・専門的な知識・技能をもった地域の指導者を発掘し学校とつなぐ「地域コーディネーター」の配置促進

【教育委員会】

- ◆部活動について、地域人材の協力や各種団体との連携が円滑に図られるよう、部活動を支援する人材配置の促進を図る。また、その任用に際して、指導技術に加え、学校教育の一環としての位置付け、生徒の発達段階に応じた科学的な指導等について理解させるなど必要な研修の充実を図り、受講の促進を図る。

【学校】

- ◆部活動について、地域人材の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などによる指導体制の整備・充実を図る。この際、当該指導者に対し、学校全体や各部の活動の目標や方針等について適切な研修等を実施するなどの工夫を行う。

²⁹ 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月）において提言。

2. 教員の部活動における負担を大胆に軽減する

(1) 休養日の明確な設定等を通じ、部活動の運営の適正化を推進する

